

公の施設の使用料に関する基本方針

令和元年 7 月
横須賀市

1 使用料に関する基本方針の必要性

本市は、これまで様々な目的のもとに公の施設を設置してきました。現在こうした施設の多くは老朽化が進んでいるため、近い将来多額の更新費用が必要になると予測しています。

また、施設を継続して運営していくためには、引き続き維持管理及び運営費用が必要となり、その経費の多くは税収等で賄われることとなります。

これまで一部の施設では、地方自治法第 225 条に基づく使用料や同法第 244 条の 2 第 8 項及び第 9 項に基づく利用料金（以下、「使用料」という。）を設定し、利用者に負担いただけてきました。しかし、本市には、その算定方法や改定時期などについて統一した基準がなく、個々の施設ごとに算定してきたため、類似のサービスを行っている施設であっても無料の施設と有料の施設が混在し、また有料であっても金額の水準に差が生じています。

行政サービスとしての必要性を考慮しつつ、公平性を確保し、今後も継続してきめ細かいサービスを提供していくため、利用者にとどこまで負担していただくか、市がどこまで負担すべきかなどの基本的な考え方を整理する必要があります。

「公の施設の使用料に関する基本方針」は、本市の統一的な基準として、公の施設の使用料に関する基本的な考え方を定めるものです。

2 対象施設の考え方

地方自治法第 225 条に基づき使用料を徴収することができる公の施設、同法第 244 条の 2 第 8 項及び第 9 項に基づき指定管理者が利用料金を徴収する公の施設を本方針の対象とします。

ただし、以下に該当する施設及び土地・建物等の財産価値を基準とする占用料や目的外使用料等については対象外とします。

- | | |
|--------------------|-----------------------------------|
| (1) 法令等で徴収できない施設 | 【例】 学校施設、図書館 |
| (2) 徴収することが適切でない施設 | 【例】 公園（有料公園施設を除く） 港湾緑地、道路（通行料） |
| (3) 他に基準額が存在する施設 | 【例】 老人デイサービスセンター、 幼稚園、保育園、市営住宅 |
| (4) 特別会計、企業会計施設 | 【例】 市民病院、うわまち病院、 上下水道施設 |

3 駐車場以外の施設

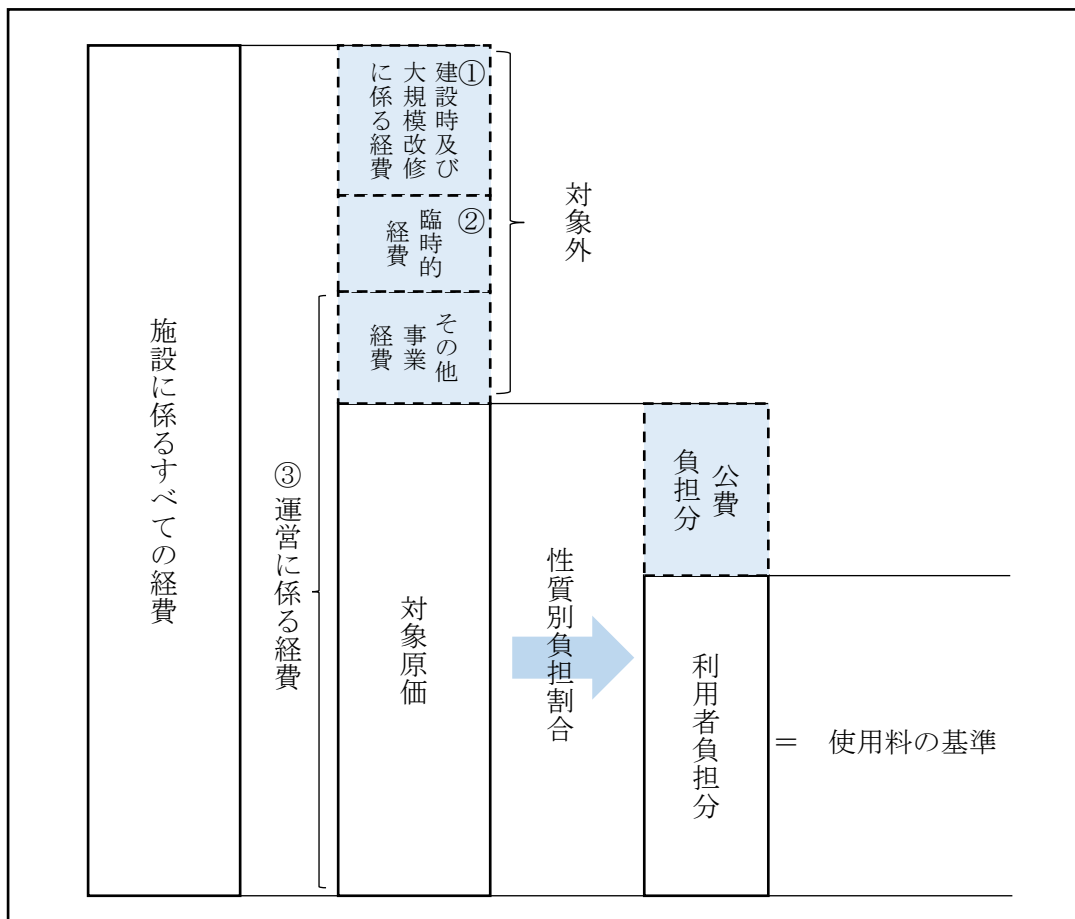
(1) 使用料算定の基本的な考え方

施設に係る経費には、「建設時及び大規模改修に係る経費」、「災害等により臨時的に係る経費」、「運営に係る経費」があります。

使用料の算定にあたっては、これらの経費のうち、運営に係る経費から催しの実施等の通常の施設利用以外の「その他事業に係る経費」を除いた部分（以下、「対象原価」という。）について利用者に負担いただくことを原則とします。

また、公費負担と利用者負担の割合を適正なものとするため、施設ごとの設置目的等に応じた「施設の性質別負担割合」を乗じて算出します。

なお、施設管理者は、効率的な施設運営を図ることでコストを最小限に抑制するとともに、快適に使用できる施設とするための効果的な取組みを進め、適正な使用料となるよう努めることとします。



使用料の基準のイメージ図

① 建設時及び大規模改修に係る経費

土地及び建物は市民の共有財産であり、財産価値が今後も残ることから、対象原価に含まないこととします。

② 災害等により臨時的に係る経費

災害等で発生した臨時的な経費については、利用者へ負担を求めることが適切でないため、対象原価に含まないこととします。

③ 運営に係る経費

施設運営に係る経費には、市民の利用に供するための経費と市が開催する講座やイベントに係る経費（その他事業に係る経費）があります。

その他事業に係る経費は、市民が施設を利用するための経費ではないため、対象原価に含まないこととします。

【施設の性質別負担割合について】

設置目的や提供サービスの種類等から、利用者へ負担いただく割合を次の指標で分類します。

- ア 施設の性質 : 公が運営すべきか、市場代替性があるか
- イ 施設の機能 : 市民生活上、基礎的なものか、選択的なものか

利用者負担割合

| | | | | |
|---------------------------|---|------|-----|-----|
| 【施設の性質】 ↑ 公共的 ↓ 市場的 | A | 50% | 25% | 0% |
| | B | 75% | 50% | 25% |
| | C | 100% | 75% | 50% |
| | | III | II | I |
| | | 選択的 | 基礎的 | |

【施設の機能】

(2) 使用料算出方法

①形態別の使用料の算出

施設の利用形態を、一定の空間を占有する「占有利用施設」、プール等に代表される同じ空間を共用する「個人利用施設」に分類し、これらの分類に合わせて次のとおり使用料を算出します。

なお、対象原価及び年間利用者数については、原則として、前回の見直しから直近までの期間の平均値で算出します。

ア 占有利用施設

1㎡当たりの時間単価を算出し、使用する面積に応じて算出します。

$$\begin{aligned} & 1 \text{㎡当たりの時間単価} \\ &= \frac{\text{対象原価}}{\text{貸出延床面積} \times \text{年間利用時間}^{\ast}} \times \text{性質別負担割合} \\ & 1 \text{時間当たりの使用料} = 1 \text{㎡当たりの時間単価} \times \text{利用面積} \end{aligned}$$

※年間利用時間

1㎡あたりの時間単価の算出に当たっては、対象原価をどの程度の利用時間で賄うかを考慮する必要があります。施設により利用実績が異なるため、1年間で利用できる時間の75%を年間利用時間として設定します。

イ 個人利用施設

1人1回当たりの使用料を算出します。

$$\text{使用料} = \frac{\text{対象原価}}{\text{年間利用者数}} \times \text{性質別負担割合}$$

4 駐車場使用料の算定

公の施設の駐車場は、有料化を原則としながら、個々の施設の現状を踏まえて検討します。

また、駐車場使用料の算定については、対象原価から算出する考え方を適用せず、近隣の民間施設や他都市類似施設等の料金とのバランスを考慮し設定します。

5 使用料の調整

3及び4に従い使用料を算出した後、次の(1)から(6)について比較、検討し、必要に応じて使用料の調整を行うことができることとします。

(1) 同種・類似のサービスを提供する施設における調整

同種・類似のサービスを提供する施設について、使用料の均衡を図る必要がある場合は、施設をグループ化し算出するなど、使用料の調整を行うことができることとします。

(2) 近隣自治体や民間施設の料金との調整

算出した使用料が、近隣自治体や民間施設に比べ極端に高い又は低いことで、利用の低下や民業圧迫等の恐れがある場合、使用料の調整を行うことができることとします。

(3) 激変緩和措置について

方針に基づき算出した使用料が、現行の使用料に対し大幅に増となる場合、激変緩和措置を行うことができることとします。

(4) 利用実態等を勘案した料金設定

施設の利用実態に応じて、各種条件により料金差を設定できることとします。

- ①時間帯別 ②曜日別 ③営利目的、非営利目的別
- ④市内、市外利用者別 ⑤その他合理的な理由

(5) 附属設備使用料

施設の持つ基本的な機能以外の特殊な設備、備品については、別途使用料を設定できることとします。

(6) その他の調整について

本市が政策的に推進する必要があるものについては、使用料の調整を行うことができることとします。

6 その他

(1) 使用料の単位

使用料の単位は、利用者の利便性を確保するとともに事務の煩雑化を防ぐため、原則10円未満を四捨五入します。

(2) 減額・免除の基本的な考え方

使用料の減額及び免除については、施設の設置目的や状況等を総合的に判断し、個々の施設毎に設定できることとします。

ただし、指定管理者制度を導入し、利用料金制を採用している施設については、利用料金収入の減による影響等を考慮し、指定管理者と協議を行うこととします。

(3) 使用料設定の例外

施設の利用形態や施設設置の経緯等から、基本方針の算定方法では算出が困難又は妥当性を欠く施設は、別途個別の算定方式により使用料を設定できることとします。

また、料金を設定することがふさわしくないと認められる場合や、使用料を徴収するために生じる経費が収入を上回る場合には、料金の設定は行わないこととします。

7 使用料の見直し時期について

原則として行政改革プランの策定に合わせて、新たに使用料を試算し、検討を行うこととします。また、急激な社会情勢の変化等があった場合は、必要に応じて適宜見直しを行います。

なお、指定管理者制度導入施設については、委託期間や料金改定による指定管理料への影響等を考慮し、指定管理者と協議を行うこととします。